

## 平成 17 年度税制改正に関する要望

大阪商工会議所

わが国経済は、総じて回復基調にあるものの、企業規模・業種や地域による跛行性が残っており、また雇用環境は依然厳しい状況にある。

こうした中、政府が最優先すべきは、景気を本格的な回復軌道に乗せるべく、幅広い部門での底上げを図るとともに、中長期にわたっての成長基盤を整備することである。

このため、税制においても、経済の担い手である企業活力の増進はもとより、個人消費の拡大、少子化対策の推進、人材流動化、地域経済活性化など、新たな成長に向けた課題解決型税制の構築が求められている。

財政の健全化は重要な課題であるが、まずは徹底的な歳出の見直しを図ることが先決である。経済のパイ拡大なくして中長期的な財政収支の均衡も望めず、景気を失速させる恐れがある大幅増税は当面行うべきではない。昨年度は景気回復によって税収が 1.5 兆円程度増加したことからも明らかなように、政府は経済活性化による税収増を目指すべきである。

かかる観点から、平成 17 年度税制改正においては、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

( 印は新規要望 )

### 1. 社会保障制度改革と少子高齢化対策税制

#### ( 1 ) 社会保障制度改革と税制

国民の将来不安を払拭するため、持続可能な社会保障制度を構築することが急務となっている。財政赤字を含めた潜在的国民負担率を 50%程度に抑えることを前提として、税制、財政および年金・介護・医療等の社会保障制度を一体的に見直されたい。その際、社会保障財源として全国民が広く薄く負担する消費税の活用を考えられたい。

なお、消費税の役割を高めるに際しては、その信頼性向上のため、簡易課税制度の廃止や事業者免税点制度の縮小、インボイス制度の導入を検討することについて理解する。

#### 公的年金制度の改革

公的年金制度の改革にあたっては、国民年金の空洞化問題を抜本的に解消し、世代間の不公平を是正するため、基礎年金の税方式化を図る一方、保険料は現行水準並み（現行：13.58%）を維持されたい。

その前提として、まずは、経済活力を損なわない負担の範囲で、給付のあり方を明示することが重要である。具体的には、年金積立金を早期に取り崩していく一方、

既裁定者を含めた給付水準全体の抑制を図られたい。また、納税者番号制度の導入等により所得把握対策を強化しつつ高額所得者への給付抑制を図るとともに、年金受給者からの相続財産に一定割合課税する“最低相続税制度（仮称）”を創設し、年金財源に充てられたい。

さらに、年金制度に対する信頼性を確保するため、拠出と給付の関連付けを明確にし、個人口座で管理する“みなし個人勘定（仮称）”を設けられたい。

### **介護保険制度と医療保険制度の見直し**

介護保険と医療保険はその関連性が強く、両制度の給付総額に目標値を設定して給付を一体的に見直されたい。

## **（２）子育て支援税制の創設**

急激な少子化の進行により、わが国の経済社会の存立基盤が揺らいでいる。少子化に歯止めをかけるためには、子育てに際して大きな負担となっている養育費・教育費等の経済的負担を軽減することが重要である。そのため、配偶者控除を廃止するなど現行の人的控除を見直す一方、子育て支援に資する所得控除の充実を図られたい。

具体的には、一定年齢以下の子供を扶養する者に対する扶養控除を拡充するとともに、教育費の一定割合を所得控除する制度を創設されたい。

## **（３）高齢者向け優良住宅に対する税優遇**

個人や法人が高齢者対応設備を備えた住宅を新築・増改築した場合、その費用の一定割合を税額控除されたい。また、高齢者対応設備を備えた優良住宅については固定資産税を軽減されたい。

## **（４）特別法人税の廃止**

企業の年金負担が重くなる中、積立金に対して課税を行う特別法人税（平成 17 年 3 月 31 日まで停止中）は、さらなる企業の積み立て不足を招く可能性があるうえ、積立金に対する課税は諸外国でも例を見ず、速やかに撤廃されたい。

## **（５）所得税・個人住民税の定率減税の当面の継続**

本格的な景気回復のためには、個人消費の拡大が不可欠である。このため、所得税、個人住民税の定率減税は当面継続されたい。

## **２．企業活力の増進に資する税制**

### **（１）法人税率の引き下げ**

経済のグローバル化が進展する中、わが国の法人税率は国際的に見て高い水準にあり、企業の国際競争力強化の観点から、法人税率を早急にアジア諸国並に引き下げられたい。また、中小法人の軽減税率の適用年間所得金額（現行 800 万円以下）を引き上げられたい。

## (2) 企業の損失処理の促進

### 欠損金の繰越控除期間の更なる延長、繰り戻し還付制度の凍結解除および期間延長

諸外国と比べ不利となっている欠損金の繰越控除期間（現行7年）を少なくとも10年に延長されたい。また、欠損金の繰り戻し還付についても直ちに凍結を解除するとともに、繰り戻し期間（現行1年）を2年に延長されたい。

### 貸倒引当金繰入額の損金算入限度額の引き上げ

企業が売掛債権等に対して計上している貸倒引当金繰入額の損金算入限度額を引き上げられたい。

### 貸倒損失の損金算入要件の緩和

回収困難となった売掛債権の放棄を容易にし、企業における債権処理を促進するため、貸倒損失の損金算入要件を緩和されたい。

### 有価証券・土地の評価損の損金算入要件の緩和

企業の保有資産の損失処理を容易にし、財務状態の改善を促進するため、有価証券や土地の評価損の損金算入要件を緩和されたい。

## (3) 減価償却制度の見直し

### 減価償却制度における耐用年数の短縮化・簡素化、加速度償却制度の導入

急速な技術革新の進展により、設備等の経済的陳腐化が速まり、法定耐用年数と実際の利用可能年数とが大きく乖離している。わが国企業の国際競争力の維持・向上のため、設備等の物理的な耐用期間ではなく収益力を重視し、減価償却資産の耐用年数の更なる短縮化と簡素化を図られたい。加えて、企業の投資意欲を増進させるため、米国で実施されている加速度償却制度を導入されたい。

### 有形減価償却資産の償却可能限度額の引き上げ

技術革新の進展が著しい今日においては、償却可能限度額に達した資産の処分可能価額は見込めなくなっている。そのため、有形減価償却資産の償却可能限度額（現行：95%）を100%まで引き上げられたい。

### 建物への定率法の再適用

平成10年4月以降に取得した建物の減価償却については、定額法による償却方法に限定されている。建物の減価償却について、定率法を選択適用出来るようにされたい。

### 少額減価償却資産の特例制度の拡充と恒久化

中小企業者等については、平成18年3月31日まで取得価額30万円未満まで即時償却することが認められているが、対象範囲を全ての企業に拡大するとともに（現行：中小企業者等以外は10万円未満）制度を恒久化されたい。

#### **(4) 研究開発・設備投資促進税制の拡充**

##### **研究開発促進税制の拡充**

新産業・新技術の創出に向け、企業の研究開発活動を積極的に支援することが重要である。そのため、試験研究費の総額に対する特別税額控除制度について、税額控除割合（現行：試験研究費総額の8%～10%、平成18年3月31日まで2%上乘せ）を引き上げられたい。

##### **設備投資促進税制の拡充**

わが国経済が持続的な発展を遂げていくためには、企業の設備投資を促し、経営基盤の充実を図っていくことが重要である。このため、IT投資だけではなく、全ての設備投資について税額控除を認められたい。

#### **(5) 人材育成支援税制の創設**

わが国経済が競争力を維持・向上し、持続的な成長を遂げるためには、その基盤となる人材を育成することが不可欠である。そこで、企業が従業員研修など人材育成に要した費用や、研修期間中の賃金の一定割合について税額控除を認められたい。また、個人が職業能力向上のために支出した費用を控除できるよう特定支出控除制度を見直すとともに、失業中に教育訓練のために支出した場合には、繰越控除を認められたい。

#### **(6) 人材流動化税制の創設**

わが国経済の持続的な発展のためには、産業構造の変化に適切に対応し、成長分野への人材移転を円滑に行っていくことが重要である。そのため、企業が従業員転籍のために要した費用の一定割合を税額控除するなど、税制面から人材流動化を支援されたい。

#### **(7) 適格合併以外の合併における被合併企業の欠損金の繰越控除の引き継ぎ**

経済活性化のためには、需要喚起を図る一方、供給サイドの調整も避けられない。その一環である企業の合併に伴う痛みを緩和するため、適格合併以外の通常合併についても、被合併企業の欠損金の繰越控除額の引き継ぎを認められたい。

#### **(8) 環境税の導入反対**

地球環境問題への対応として、わが国も環境負荷の軽減に向けて取り組んでいくことは重要である。しかし、政府内で導入が検討されている温暖化対策税については、揮発油税等の既存の環境関連税制との関係が不明確なうえ、景気回復の足を引っ張る可能性もあることから導入に反対する。

#### **(9) 連結納税制度の見直し**

企業の組織再編成を促進するため、新たに連結納税グループに加入する子会社の繰越欠損金の引き継ぎを認められたい。また、地方税（法人事業税・法人住民税）についても連結納税制度を導入されたい。

## **(10) 印紙税の廃止**

手形・領収書・契約書等に課される印紙税は、商取引を行ううえで大きな負担となっている。他方、電子商取引等インターネット上で作成された契約書や領収書では非課税となっており、整合性を図るためにも、印紙税を廃止されたい。

## **(11) 事業承継税制の抜本的見直し**

事業承継は、企業活力を殺ぐことなく円滑に行われることが重要である。そのため、事業用資産の相続については企業の存続という視点に立って抜本的に見直し、欧米諸国で導入されている包括的な減免措置に準じた制度を確立されたい。また、取引相場のない株式の評価方法についても抜本的な改善を図られたい。

## **(12) 同族会社の留保金課税の撤廃**

同族会社の留保金課税制度（平成 18 年 3 月末まで自己資本比率 50%以下の同族会社は課税停止）は、明らかな二重課税となっている。中小企業の内部留保の充実を図るため、同族会社の留保金課税を撤廃されたい。

## **(13) 中小法人の定義の見直し**

平成 11 年の中小企業基本法改正において、中小企業の定義が拡大されており、税法上の中小法人の定義についても、これと同様に「資本金 3 億円以下」（現行は資本金 1 億円以下）とされたい。

## **(14) 中小企業投資促進税制の拡充**

特定の中小企業の設備投資促進を図る中小企業等基盤強化税制については、平成 17 年 3 月 31 日で適用期限を迎えることから、中小企業投資促進税制に統合し、対象設備を拡大するなど制度の拡充を図られたい。

## **(15) ベンチャー支援税制の創設**

ベンチャー企業は創業当初赤字であることが多く、設立後 5 年間は法人課税を免除されたい。また、その期間に発生した欠損金については、無期限の繰り越しを認められたい。

## **(16) エンジェル税制の拡充と延長**

### **エンジェル税制の延長とベンチャー投資を行った時点での税額控除制度の創設**

ベンチャー企業の資金調達円滑化のため、特定株式（ベンチャー企業の株式）の売却時の譲渡所得を 2 分の 1 に圧縮できる措置（適用期限：平成 17 年 3 月 31 日）を延長されたい。また、法人又は個人がベンチャー企業に投資した時点で、投資額の一定割合の税額控除を認められたい。

### **ベンチャー投資損失の損益通算範囲の拡大**

個人投資家がベンチャー企業への投資により生じた譲渡損失については、別の株式投資で得た譲渡益だけではなく給与等他の所得との損益通算を認められたい。さらに、現行の損失繰越控除期間を3年から5年に延長されたい。

## **3. 資産デフレ克服のための税制**

### **(1) 不動産流通課税の抜本的見直し**

#### **不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化**

不動産の流動化を促すため、不動産取得時の大きな負担となっている不動産取得税を廃止するとともに、登録免許税の手数料化を図るなど、不動産流通課税を抜本的に見直されたい。

#### **個人の短期所有土地の譲渡所得税の凍結**

地価の低迷が続く現在においては、個人の短期所有（5年以下）土地等の譲渡所得税（現行：39%）を当面凍結し、長期所有の場合と同一税率とされたい。

#### **法人の土地譲渡益重課税制度の廃止**

バブル期に土地投機を抑制するために導入された法人の土地譲渡益に対する重課税制度（平成20年12月31日まで課税停止）は課税根拠を失っており、早急に廃止されたい。

#### **特定資産の買い換えにおける圧縮記帳制度の拡充**

不動産の流動化を促すため、特定資産の買い換え時における圧縮記帳制度について、圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行80%）に引き上げられたい。

#### **空中権等への減価償却制度の適用**

土地の有効活用を促進するため、契約期限のある空中権や定期借地権の減価償却を認められたい。

### **(2) 株式関連税制の見直し**

#### **金融所得の一元化**

わが国経済の中長期的な発展のためには、税制面での投資環境を整備することが重要である。そのため、金融所得の一元化を図るとともに、損益通算の範囲については出来る限り広く認められたい。また、投資家の利便性を高めるため、極力簡素な制度とされたい。

#### **損益通算の範囲**

上場株式、非上場株式、投資信託、預貯金、公社債、証券化商品、ファンド関連、デリバティブ商品、貯蓄性のある保険商品、経営破綻企業の株式保有による損失やペイオフによる損失等、金融所得全般について損益通算を認められたい。

### **損失の繰越控除**

上場株式の譲渡損失については、3年間の繰越控除が認められているが、金融商品全般について広く認めるとともに、繰越控除期間を延長されたい。

### **税率**

投資の促進を図るため、金融所得の税率については、上場株式等に適用されている優遇税率（10%）を時限的に適用されたい。

### **納税環境の整備**

金融所得の一元化にあたっては、納税環境整備のため、同制度を選択した者を対象に現行の特定口座を活用するなど簡素な形で番号制度を導入されたい。

### **中期の検討課題**

中期的には、資産性所得全般を一元化し、勤労所得と分離して課税する二元的所得税の導入を検討されたい。

### **株式配当課税の廃止等**

税引き後利益から分配された株主配当に対し、さらに税負担を求める配当課税は明らかに二重課税であり、廃止されたい。また、特定株式等以外の株式等に係わる受取配当の益金不算入制度についても、同様に50%が二重課税となっており、100%益金不算入とされたい。

### **相続した株・土地等を譲渡した場合の評価方法の見直し**

上場株式は相続時の株価を基準として相続税が課されている。従って、その相続株式を譲渡した場合には、被相続人の取得価額ではなく、相続時の株価を基準とした課税方法に変更されたい。同様に、相続した土地を譲渡した場合についても、相続時の地価を基準とした課税方法に変更されたい。

## **4. 地域経済活性化と地方分権の推進**

### **(1) 三位一体改革と地方税**

#### **地方の自立と税源移譲**

活力ある地方分権社会を構築するためには、地方自治体が自己責任に基づいて地域施策を決定出来るよう財政的にも自立することが重要である。そのため、少なくとも国と地方の税源配分が1：1となるよう、消費税・所得税等の基幹税を国から地方へ税源移譲するとともに、地方の裁量を拡大するよう国庫補助負担金と地方交付税制度を見直されたい。

具体的には、国と地方の役割を明確にしたうえで、真に必要な財政需要について、地方の裁量拡大につながるよう必要な税源移譲を行われたい。当面、所得税を移譲対象税目とし、税源の偏在性をなくすため個人住民税の比例税率化を図られたい。

## **法人事業税の法人住民税への一本化**

現在、地方税において、法人事業税と法人住民税とが並存している。しかし、両税の性格の違いは明確ではなく、税の簡素化の観点からも、法人住民税へ一本化されたい。

## **独自課税のあり方**

地方行政の徹底した効率化を前提として、今後、地方自治体が課税自主権を活用し、自主財源の確保を図っていくことも必要であるが、その財源を安易に法人課税に頼るべきではない。地方自治体が、課税自主権を行使する際には、各界各層からの意見聴取を行うとともに、その妥当性について専門的な検討を義務付けるなど、一定のルールを確立する必要がある。こうしたルールが確立しない段階で、標準税率・制限税率を撤廃することには反対である。

### **(2) PFI 税制の見直し**

行政の効率化を図るためには、民間部門の力を積極的に活用していくことが重要である。そのため、国や地方自治体に代わって民間企業が行う PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) 事業については、不動産取得税、登録免許税、固定資産税、事業所税を非課税とされたい。

### **(3) 地域ファンドへの出資額の損金算入制度の創設**

地域経済活性化のためには、地域の企業へ資金を潤沢に供給する独自のファンド組成が重要である。そのため、地域活性化事業に投資するファンドへの出資額を損金算入する制度を創設されたい。

### **(4) 保有課税の軽減**

#### **特別土地保有税の廃止**

地価高騰の抑制を目的として導入された特別土地保有税(課税停止中)は、既にその課税根拠を失っており、速やかに撤廃されたい。

#### **事業所税の廃止**

都市開発を促進するために、都市部で事業を行う法人・個人のみ課税されている事業所税は廃止されたい。

#### **固定資産税の軽減と簡素化**

都市部における企業の固定資産税負担は大きくなっており、地域の産業競争力を低下させている。そのため、土地の収益力に応じた課税方法に見直すとともに、その簡素化を図られたい。



## **償却資産に対する固定資産税の廃止**

償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性質を有しているうえ、事業所得に対しては法人事業税が課されており、償却資産に対する固定資産税は廃止されたい。

## **5. その他**

### **(1) 税務行政の効率化と透明性の確保**

税務行政の効率化と納税者の負担軽減を図る観点から、国と地方の徴税業務を一元化されたい。また、税務執行の現場において、当局と納税者との見解が分かれる際、その判断基準が不明瞭な場合も見られる。納税者の理解と信頼を得るためにも、税制の簡素化に努める一方で、税務判断基準の明確化や、納税者に対する説明責任を義務化されたい。

### **(2) 源泉徴収制度の見直し**

税務当局に代わり、企業が徴税事務を行っている源泉徴収制度は、給与所得者の納税意識と税に対する関心を希薄化させている。電子政府の実現と税制の簡素化に合わせて、申告納税制度へ移行されたい。

### **(3) 公益法人課税の見直し**

民間による公的活動の果たす役割は今後益々重要となることが予想される。こうした活動を支援するため、公益性の判断を厳格化する一方で、非課税範囲の拡大や寄附金の損金算入範囲の拡大等の措置を講じられたい。

## 地域経済活性化に向けた大阪府・大阪市に対する要望

### **1. 企業誘致促進税制の創設**

#### **(1) 新規進出企業に対する地方課税の減免措置の創設**

地域経済を活性化させるためには、魅力的な事業環境を整備し、国内外から新たな企業を誘致することが重要である。そのため、新規進出企業の不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税、法人事業税、法人住民税を5年程度減免されたい。

#### **(2) 既存企業の工場・事業所新增設に対する地方課税の減免措置の創設**

地域経済の活性化のためには新規企業の誘致とともに、既存企業の事業拡大を支援することが重要である。そのため、既存企業が工場や事業所を新增設した場合、不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税を5年程度減免されたい。

### **2. 大阪府における法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃**

現在、大阪府では、法人事業税および法人住民税に超過課税を適用しており、地域の産業競争力を弱めている。地域経済活性化のためには、地元企業が競争上不利とならないような税制の構築が不可欠であり、法人事業税および法人住民税の超過課税は早急に撤廃されたい。

### **3. 大阪における固定資産税の負担水準の引き下げ**

大阪における固定資産税の負担水準は全国で最も高い状況にあり、当地に立地する企業に多大な保有コストを強いている。大阪における産業競争力を強化するためにも、負担水準を早急に60%まで引き下げられたい。

以 上